大月市景観計画 第6回策定委員会 議事録

日時: 平成24年11月16日(金)

14:00~16:30

場所:大月市民会館 3階講堂

- 【1】 開会
- 略
- 【2】 委員長あいさつ
 - 略

【3】 会議資料一覧

- · 大月市景観計画策定委員会-第6回資料-
- ・資料1 第6回大月市景観計画策定庁内検討会の報告
- ・資料2 市広報10月号と11月号の掲載記事
- ・補足資料1 大月市景観計画素案の目次差し替え
- ・補足資料2 第2回住民説明会開催のお知らせ
- ・補足資料3 パブリックコメントのお知らせ
- ・補足資料4 山梨県屋外広告物条例のリーフレット
- ·補足資料 5 桂川·相模川流域協議会会報誌
- 【4】 議事次第
- (1) 第6回景観計画策定庁内検討会の報告等
- (2) 景観計画(素案) について
- (3) その他

【5】議題

(1) 第6回景観計画策定庁内検討会の報告等

~事務局から、第6回景観計画策定庁内検討会等の報告~

委員長:何かご質問があれば。無ければ、次。

~事務局から、景観形成方針及び景観形成基準について説明~

○議題に対する質疑応答

委員長: 庁内検討会というのはいつごろやっているのですか?

事 務 局: 策定委員会が行われる日の二週間前に行われております。ペース的に は策定委員会と同じ開催時期に、一回二時間くらい行われております。

委員: 「田園の景観を保全する」P26(6)にある農業の集約化による農業経営 規模~について、大月市の農業規模がわかりませんので詳しく教えてく ださい。

事 務 局: 大月市の農業経営は地産地消とも言われる個人(自家)消費が主であります。表現が難しいので事務局にて相談の上、訂正させていただきます。

委員長: 田園景観の保全のためには、集約化という手段だけではないということですか?

委員: 農業サイドから見ると、効率化、経済問題のために経営規模を大きくした方が良いのはわかりますが、景観の保全とどのような関係がでてくるのか良くわかりません。大月市の農業生産について私の認識不足があり大月市が企業体経営の育成により農業生産を上げていける可能性があるのかも知れないと思ったので聞いてみました。

事 務 局: 誤解を生みやすい表現ではありました。現在自家消費用の畑を持つ方が多くいらっしゃいますが、農地は農地にしておかないと保全ができないので、農業を続けられなくなった時に農地以外に転用され色々な建物が建てられたり荒地のままになってしまったりという懸念から、農地を農地として守っていく仕組み作りを考える必要があると思います。この部分について表現の仕方が適切でなかったので調整して修正させていただきます。

委員長: 他にいかがですか?

委員: 「対象外となる行為のカ」P46の既着手行為とは、現場で工事に掛かった事を意味するのですか? それとも当事者が計画を固めた事をいうのですか?

事 務 局: 難しい問題ではありますが、建築確認、開発許可が出た場合は遡って 適用できず、社会の法に則って進めていくということです。

委 員: 客観的に見てこの事業は固まったと?

事 務 局: 建築確認等が出ておりこれで進めるという表明がされている、もしく は開発許可がおりている、にも関わらず資金調達の問題で着手が出来ず、 着手しない内に景観計画が表に出て施工された場合、開発許可が出てい るのでこれを直せということは出来ませんよ、という事です。

委員長: これは条例に書き込まれますか?

事務局: はい、書き込まれます。

委 員 長: 『対象外となる行為のア』P46 は必要ですか?

事務局: 他市の事例では入れています。

委員長: 意味があるのなら必要ですが、「届出対象行為のうち届出の必要な規模等に満たない軽易な行為」というのは矛盾しているのでは?

事務局: おっしゃる通りですが、より分かりやすくという考え方かと思います。

委員長: 他にいかがですか?

委員: P7の表現ですが丹沢山地ではないと思うのですが? また1000メートルに満たないので、標高が高いという表現もおかしいのでは?

事務局: 訂正させて頂きます。

副 委 員 長: P13の最後の行。「俗に言うシャッターと通りの様相を呈しており、商 業地としての賑わいや活力にかけています。」とありますが、努力もし ておりますので、活力の復活が期待される、といった表現ではいかがで しょうか? 御一考ください。また写真が、逆光で撮られているものが 多く見せたいところが写っていません。もう少し写りの良いものでお願 いします。

事 務 局: ご指摘ありがとうございます。シャッター通りの件は、表現を変えたいと思います。写真の件は新しく撮影しておりますので次回またご覧になってご指摘ください。

委 員 長: 他にいかがですか?

市民アンケートの「必要である、必要ないの表」P17 に合計欄が 設けられていますが、これは必要ないのでは?

前回委員会の資料から、P35 からの景観形成区域・重点景観形成地区・ 景観構造の構成を変えてありますが、私はこの構成で良いと思います。 景観構造の部分を簡略化するという考え方であれば、全体で景観形成区 域を設定して、次にP.38 のゾーン区分があって、その中に重点景観形成 地区という構成になると思う。

事 務 局: ゾーン区分を入れるとすれば、P35の(1)と(2)の間になると思いますので、構成については別途調整させて頂ければと思います。

委 員 長: 地区設定の手前ですね。なるほど、そうですね。 他にいかがですか?

委員: 「重点景観形成地区」P36 鳥沢宿地区は他の二つと性質が異なり、旧宿場町を印象付けるのは個人的建造物であり、個人的な権利が関わるため、もしも家が建て変えられてしまったら重点地区としての意味が無くなってしまいませんか? P17 にあるように塀や生垣を厳しく制限する必要がないのであれば、個人の家屋はより権利が強くなるため、鳥沢宿地区の場合、重点地区にする意味はありますか?

事 務 局: まず、アンケート調査の結果では「塀や垣根のあり方」や「敷地の規

模」に関するルールが不要であるという意見が多く見られましたが、全ての人が不要としているわけではありません。敷地の規模に関するルールが必要という意見も 146 票と 1/4 弱御座います。また、全ての旧宿場町に対して市役所が調査した結果、地元の意識としても行政の考え方としても、今の鳥沢地区を景観として守っていく必要があるという話があがっておりますので、今後の取り組みに位置付けようといったところであります。

今のまま保存するべきか、今のイメージを維持したまま建て替えるのか、敷地の規模等、その他詳細について地元の方と協議を進めようと思っております。

委員: 鳥沢宿地区は第一回の住民説明会から追加された地区ですので、次の 第二回住民説明会に私自身参加しどのような意見が出るか聞きたいで す。

事務局: 第一回と第二回の説明会の変化で、鳥沢宿地区が追加になったわけではなく、鳥沢宿地区以外の旧宿場町地区が無くなったという経緯です。

委員長: 他に何かありますか?

前回、十二の宿場町をすべて重点地域に指定する事は出来なかったわけですが、大月市全体で宿場町が形成されてきたという歴史があり、現在ぽつぽつと点在し残っている宿場町を守っていきたいという文言を入れたいです。P9 の表Ⅱの、古道・道標等の欄に初狩宿、花咲宿が入っていますが、新たに宿場町の欄を作る。P10,11の歴史的景観資源の概況の中でも、宿場町についての節をとり宿場町の欄を設ける。P27 の(2)「旧街道の歴史的雰囲気を修復する」の中で、宿場町について強く言及し、項目名にも宿場町という言葉をいれる。P27 基本目標②の赤字部分の中でも宿場町について述べる。

50 年前に宿場町を守る計画が成されていれば良かったという議論が前回の委員会で出ましたが、次の50年後に後悔せぬよう、50年を見越したツールを仕掛けたいです。

委員: 以前、専門家とまち歩きをしたとき、大月は古い街なのに魅力的な建造物が少ないという指摘も受けたことがあります。 昭和30年代の建築物についても保全を進めるという言葉が入ったら良いのですが?

事 務 局: 大月市をトータルで見ていく必要があり、場所によって温度差がある のもおかしいので、大変難しい問題だと思っています。外から見て魅力 的な場所も、住民にとっては生活の場であり捉え方も単純ではないので、 その辺りのバランスは難しいところだと考えています。 委員長: 宿場町についてはここまでということで。今回は「景観資源等の質的 向上に関する事項」と「景観計画推進方策の検討」について議論したい と考えていますが、ご意見ございますか?

私の方から質問しますが、P57『景観協議会の設置』の主旨は良いと思いますが、実際にはどういった話し合いの形を作っていくおつもりですか?

事 務 局: 重点景観形成地区候補地の三地区については、地区の代表者に候補地としてどうかと伺ったところ、協力をして頂ける手応えがあったので、今年度中に各地区の代表者を3~4名選出して頂き、景観形成方針とか景観形成基準などの詳細な打ち合わせをしながら、候補地を重点景観形成地区となるような努力をする為の協議会ということで設定したいと思っております。

委員長: 景観に対しての意識を高められるよう、景観教育が必要だと思います。 『みはらしとなる景観特性(視点場)』P21 に、視点場に対しての記述がありますが、表彰制度を利用するのであればこの点であり、この場所から見た景色はすばらしいという発見を評価するような制度と、さらに景観教育を結びつけられるのではないかと感じております。

委員: 鳥沢駅や猿橋で中学生が清掃ボランティアに取り組んでいますし、猿橋公園のあじさいや地域の水路清掃など、地域ごとに既にボランティア活動は行われています。『景観計画の推進体制づくり』P56、P57の①の中で、ボランティア活動の育成について触れられていますが、これは更に行政が、リーダーを育成し指導することを意味するのですか?

事 務 局: 現在、生活環境課のアダプトプログラムで30弱の市民組織が機能しております。今後も担当課との協力のもと、今まで以上にボランティア組織を育成し、みんなでまちづくりをしたいのでこういった目標を掲げております。よろしくお願いします。

委 員 長: 既存の中学生のボランティアも把握なさっているわけですか?

副 委 員 長: 猿橋を中学生が定期的に掃除しているというのは教育委員会というより、学校自体の伝統として行われております。水路の清掃は地域ごとの 自治会で、これも伝統的に自主的になされております。

委員: 毎月第三木曜日の朝、大月駅の商店街で30人から40人でが集まって 1時間ぐらい、商業者の協力を頂きながら清掃活動を行っています。

委 員 長: 現状分析のところで、そうした市民活動についてもとりあげる必要が ありますね。

事 務 局: 「心象的景観資源の整理・把握」の項に、市民活動を盛り込みます。 委 員: 「景観重要公共施設等の設備に関する事項」P54、国道 20 号や中央自 動車道などが書かれていますが、指定の方針に基づいて実際に整備できる実現の可能性については、どのように考えていますか? 我々が大月市の景観計画を策定した場合に、大型公共施設というものは、前例から言って、公共施設管理者から相当程度の興味、協力が実際に頂けるのかをお聞かせ下さい。

事 務 局: 国交省管轄の国道のガードレールは景観に配慮したグレーベージュ色 のガードパイプを使用、河川はコンクリートのブロックではなく自然石 を使うなど、自然にマッチした仕様となっており、景観への配慮が実際 に実行されています。今後も行政により、そのように設計されると思い ます。

委員長: 景観重要公共施設に指定する時には、もちろん国・県と協議するわけで、断られるという事は考えにくいですよね。

事 務 局: 県なり国なりであれば、意志判断の主体が一つですから、むしろ個人 の家より協力は得やすいと思います。景観法に基づいた景観計画をつく りますので、法に則して配慮を求めることができます。

委員長: 他にいかがですか?

委員: P55の(4)「屋内広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限」について、別紙に許可、手続きの方法が載せられていますが、我々商店街からするとこういう認識はありませんでした。協議会としては、山梨県の条例をこのまま適用させるということですか? どのように制限、指導していくおつもりですか?

委員: 県の屋外広告物担当の立場からお答えしますと、平成24年度から4年間をかけて山梨県全域に対し山梨県屋外広告物条例を周知・指導して直していく計画です。目標としては全部の広告物について、現在の広告そのものが違法かどうか、申請さえすればよいのかなどを指導していく予定です。

委員長: 現状では何らかの規制がかかっていますか?

委 員: はい、かかっております。

委員長: 景観条例の中では、屋外広告物条例に上乗せはせずに、するとしたら 重点景観形成地区で景観保全型広告物規制地区を活用するという事です ね。

委 員: アダプトプログラムという言葉に関して、説明をお願いします。

事 務 局: 大月市役所生活環境課で行っておりまして、一つの地区が里親になって、市の公共施設の清掃活動等をしていこうという里親制度です。市からは、花の苗や清掃用具の支援を行っています。

委員:「指定が想定される景観重要公共施設の例」P54の中に鉄道の駅舎は入

らないのですか? 鉄道会社は民間ですが性質的には公共的なものと考 えられるので、対象と捉えられませんか?

事 務 局: 鉄道駅舎の持つ公共性は確かにあると思いますが、P54にも記載してあるように、「景観形成を行うにあたり、行政が景観形成を先導し、市民と協働を促進することが重要であることから景観重要公共施設等の指定をしていきます」ということです。この「行政」部分にJR等は馴染みにくく、重要性は感じますが、ここに鉄道駅舎を位置づけるのは難しいと考えています。

委 員: では駅舎はどの様に位置づけられますか?

事 務 局: 基本的には民間施設と捉えられます。ただ今後、例えば鳥沢の木造の 駅舎を景観重要建造物に指定していく等のことは可能だと考えます。

委 員: わかりました。

委員長: 景観重要公共施設とはインフラストラクチャー、土木施設ではないで すか? 建築物の場合もありますか?

事 務 局: 建築物の場合は景観重要建造物になります。例えば国会議事堂です。

委 員 長: 建築物を位置づける可能性はあるということですね?

事務局: 可能性はあります。

委 員 長: だいたいよろしいですか? 駅舎の件はどのように扱えば良いでしょうか?

事 務 局: 景観資源としての整備の仕方でしたら他にあるかと思いますが、方針 として、鉄道事業者に個別要請することは、個別の商業施設・店舗に要 請する事と同じで、なかなか難しいということだと思います。

委員長: 具体的にそういう動きがあるのであれば景観計画に活かしていった方が、重点地域の中に含まれているのでそこで考えていくのもありかも知れませんね。

事 務 局: 「景観形成の方針」P42 で各鉄道駅前に関して述べられています。この中に駅舎は含まれると思うのですが、民間企業なので駅舎という言葉は記載されていません。

委員長: 具体的にそういう話があるのであれば、織り込むということで、市の 事務局に検討してもらうようなことで良いと思います。 他にいかがでしょうか? 今日はいろいろな意見を頂いて良い会議だったと思いますが、今日のご意見を踏まえ、事務局に修正して頂きます。 修正案の確認は私に一任して頂いてよろしいですね。ありがとうございました。

事 務 局: 前田委員長ありがとうございました。それでは本日予定しておりました議事については全て終了しました。最後に事務局より事務連絡をさせていただきます。

事 務 局: 前回の委員会で、広報が募集する大月市の景観写真を御覧頂くことに なっておりましたが、残念ながら応募者が居なかったため、秀麗富嶽十 二景の受賞作品を御覧頂きます。

事 務 局: 本日配布を予定しておりました大月市景観条例案は、現在総務管理課の行政法制担当と協議中ですので今月中をめどに本日の議事録と一緒に策定委員の皆さまに配布いたします。次回策定委員会は二月上旬を予定しております。日程が決まり次第ご連絡致します。次回の策定委員会では12月9日の第二回住民説明会と12月11日から実施するパブリックコメント等で住民の皆様からの寄せられた意見をご報告させて頂きながら景観計画最終案についてのご確認をして頂きます。2月中には策定委員会より市長に景観計画案を提出して頂きますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また8月に開催いたしました第一回住民説明会では、参加者が60名程度でしたので大変恐縮ですが御都合がつく委員におかれましては、第二回住民説明会にご参加ください。12月11日から1月10日までの約一ヶ月間、パブリックコメントを実施して大月市景観計画案と大月市景観条例案を公表し住民の皆様からの意見募集をいたします。最後に本日の資料といたしまして、山梨県の屋外広告物のチラシを配布いたしますので、御一読頂き、こういった条例があるということをご理解ください。

今後も大月市ならではの良好な景観を推進するための策定へのご理解 とご協力を重ねてよろしくお願いいたします。ご質問等なければこれで 閉会したいと思います。

副 委 員 長: 本日はお忙しいところをご出席頂きましてありがとうございました。 皆様からのご意見も頂きまして、競馬でいえば第三コーナーを回ったと ころです。皆様からのご協力を得ながら、ゴールにたどり着きたいと思 います。本日はどうもありがとうございました。

事務局: 本日はありがとうございました。お気を付けてお帰り下さい。